

平成 23 年 8 月 3 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）について

平成 23 年 7 月 14 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について（概要）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について（概要）」に対する意見

項番	該当部分	意見
1	全般	<p>掛金引上げ猶予や下方回廊方式などの緩和措置の延長が内容に含まれていないが、厚生年金基金等の財政状況は、リーマンショックにより運用環境が極度に悪化した平成 20 年度財政決算時点の状況と比較し未だ大きく改善しているとは言い難い状態と考えている。また、基金財政状況だけでの判断ではなく、東日本大震災や電力不足の影響から今後の母体企業の経営への影響も想定する必要がある。</p> <p>さらに、今回の財政運営基準の見直しは厚生年金基金等の運営上大きな影響を与えるものであるため、それに向けた各基金等の検討期間を十分に設ける観点からも、少なくとも新基準導入までの間は現状の緩和策を継続する必要があるのではないか。このため、緩和措置の延長につき再考いただきたい。</p> <p>また、現時点で緩和措置の延長を実施しない方向性で検討されている理由を具体的に教示いただきたい。</p>
2	I	<p>改正の趣旨には「市場の短期的変動が拡大する中で、昨今の金融危機以降、企業年金の財政運営について様々な課題が指摘されているところである。」とあるが、市場の短期的変動への対応課題の一つとしては、掛金を拠出する余裕のあるときにおいては積立不足を解消するための十分な拠出ができず、一方で経済環境の悪化により経営状況が苦しいときにおいては、運用損失の穴埋めのために掛金の引上げを強要される点であると認識している。この点への解決策としては、制度の財政状況および事業主の負担能力に応じた弾力的な積立不足の償却を可能にすることであると考えることから、例えば以下の措置を講じることをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去勤務債務の一括償却の導入 ・ 過去勤務債務の弾力償却幅の拡大 ・ 過去勤務債務の定率償却における弾力償却の導入 ・ 確定給付企業年金における予算（ないしは準ずる手続き・書類）に基づく特例掛金の導入

項番	該当部分	意見
3	Ⅱ. 2. (1)	<p>「財務諸表の簡素化・透明化」のために、財務諸表における調整科目を廃止し、計上する債務を責任準備金に改める、とあるが、調整科目の廃止により、財務諸表における剰余・不足と掛金手当の要否が一致せず、財務諸表上剰余であっても掛金手当が必要になるケースや掛金手当を行っても財務諸表上の不足金が解消されないケースも想定され、財政運営がより難解になると考える。また、貸借対照表において責任準備金の算定要素である最低責任準備金の期ずれが解消されていることは、基金の財政中立化に対する理解の浸透に繋がっていると考えるが、今回の見直しにより財政中立化への理解が浸透せず、財政健全化への取り組みが後退することが懸念される。したがって、本件については再考いただきたい。</p> <p>再考いただけない場合、これはどのような要望や課題認識のもとで見直しを検討することとなったものか、具体的に教示いただきたい。</p>
4	Ⅱ. 2. (3)	<p>回復計画廃止の背景として、「高い予定利率の設定」や「長い計画期間」が財政健全化の阻害要因であると考えられているならば、現実的な運用利回りや適正と考えられる計画期間による回復計画を策定させることとすればよく、当該回復計画を廃止する必要はないという考えもあるので、回復計画廃止については再考いただきたい。</p>
5	Ⅱ. 2. (4)	<p>健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利率に厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを用いるのであれば、基金の年金資産の見通しに用いる利率も同様に将来の運用利回りの前提とすべきで、今回の利回りの基準は整合性を欠いている。このような整合性を欠いた利回りによる健全化計画では、基金を継続すれば損となるシミュレーション結果が得られる場合があり、その場合、直ちに解散すべしという誤った判断を誘引する虞があると考えられる。このような不合理なことが起きないように、健全化計画における利回りについては負債側と資産側で整合性のある利回りとされるよう再考いただきたい。</p>

項番	該当部分	意見
6	Ⅱ. 2. (4) の 施 行 時 期 に つ い て	平成 23 年度指定分から施行とあるが、本件の見直しにより、現在の環境下では指定される基金にとって極めて困難な水準まで掛金が増加する可能性がある。特に、平成 21 年度財政決算時点において既に純資産額が最低責任準備金の 9 割を下回り、平成 23 年度又は平成 24 年度に指定基金となることを見据えて対応している基金にとってはまさに激変であり、作成基準を急激に厳しくし到底抛出不可能な掛金を求めることは、意欲的かつ中長期的に財政を健全化させようとしている基金の継続意欲すら削ぐことになりかねない。このため、他の改正の施行期日と併せて、平成 24 年度財政決算を受けて行われる平成 25 年度指定分からとしていただきたい。